

## 解説

## IFRS最前線

## 財務報告のあり方と重要性

## 1 はじめに

最近、財務報告の開示量と複雑性についての議論が行われるようになってきている。

2011年3月に、IASBの依頼により、スコットランドの会計士協会(ICAS)とニュージーランドの会計士協会(NZICA)が、開示の縮小を検討する共同プロジェクトを立ち上げた。当該プロジェクトは、IASBの概念フレームワークを基に開示の主要な原則を確立し、現行の開示要求のレベルを検証することで、最終的には、現行の開示事項の削減や変更を提案することを目的としている<sup>1</sup>。

米国においては、これよりも早くから議論が始まっており、2009年7月に、開示フレームワーク・プロジェクトが米国会計基準審議会(FASB)のアジェンダに追加され、議論が行われている<sup>2</sup>。このほか、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)やカナダ会計基準審議会もプロジェクトを立ち上げている。

これらの議論は、開示の枠組みや開示事項そのものの見直しが中心であると考えられるが、英国では、開

示の「重要性」に焦点を当てた調査・研究が行われている。2011年4月に、財務報告評議会(FRC)と会計基準審議会(ASB)が、ディスカッション・ペーパー「Cutting Clutter」を公表した<sup>3</sup>。両者は、英国において年次報告書の開示量が増大した原因を、年次報告書の調査やインタビューにより研究し、その結果、年次報告書には重要性の乏しい無駄な情報が含まれているとして、重要性に焦点を当てた開示を提案している。

この取組みは、財務報告のあり方を考える上で1つの参考例になると思われるため、このディスカッション・ペーパーの内容を紹介することとした。

## 2 英国の年次報告書における開示の状況

## (1) 何が無駄な情報か

最近、英国で出版された報告では、1996年の英国の年次報告書の平均的な頁数が44頁であったのに対して、2010年には101頁に増加したというデータがある<sup>4</sup>。FRCは、「Cutting Clutter」の公表に先立ち、英国において年次報告書の開示量が増大した原因について、英国の上場企業の

年次報告書の開示内容を調査し、作成者や監査人等の関係者にインタビューを実施し、2009年6月にディスカッション・ペーパー「Louder than words」を公表した<sup>5</sup>。そこでは、開示が増えること自体が問題というわけではなく、開示に無駄な情報が含まれることで、年次報告書の重要なメッセージが隠れてしまい、会社の事業の現実を反映しなくなることへの懸念が示され、コメント提供者もこれに同意したとされている。「Cutting Clutter」では、「無駄な情報(clutter)」という用語を一貫して使用している。「無駄な情報」は、次の2つの項目から構成される。

- 目的適合的な情報の識別及び理解を妨げる「重要性のない開示」
- 毎年変わらない「説明的情報」

重要性のない開示として、例えば、少額な表示科目に関する詳細な注記が挙げられ、英国においてこのような例は株式報酬の注記によくみられるとしている。また、年次報告書には、毎年全く、あるいはほとんど変わらない記述による説明的情報が含まれることもあり、会計方針の記述が例として挙げられている。情報と

して重要であるのは、何が変更されたかということであるが、記述を突き合わせて比較しなければ、変更を特定するのは困難なことが多い。

年次報告書の主たる目的は、「投資家が資源配分についての意思決定を行い、経営者の受託責任を評価する上で、有用な情報を提供する」ことである。また、利害関係者が、企業のガバナンスや、経営者及び取締役会が企業の長期的成功を実現できるようなガバナンスになっているかを評価するに当たっても一助となるものである。無駄な情報が含まれると目的適的な情報が曖昧になるため、利用者が会社の発展を評価することは、より難しくなる。また、作成者にとっても、開示の作成に時間や労力を要することから、無駄な情報は重要な問題であるとしている。

## (2) 株式報酬の開示の例

「Louder than words」では、重要性のない開示に不相応なページ数が割かれる例として、株式報酬の開示の調査結果を紹介している。

IFRS 2号「株式報酬」では、株式報酬契約の性質と範囲（44項）、当該期間中に受け取った財貨、若しくはサービスの公正価値、又は付与した資本性金融商品の公正価値がどのように算定されたか（46項）、株式報酬取引が企業の当期純損益及び財政状態に与えた影響（50項）について開示が要求されている。これらの原則を満たすために、「少なくとも開示しなければならない」項目が、45項、47項～49項、51項に詳細に定められている。

英国では、株式決済型と現金決済型の両方を導入し、株式決済型については複数の制度を採用している企業も多いことから、これらのすべて

### Illustrative example: Share-based Payment

|           | Share-based payment charge as a percentage of net income – 2007 | Share-based payment charge as a percentage of net income – 2006 | Number of pages for share-based payment note – 2007 |
|-----------|---|---|---|
| Company A | 2.0%  | 2.2%  | 5   |
| Company B | 0.66%   | 0.66%   | 6   |
| Company C | 22%   | 5.2%  | 7   |
| Company D | 1.3%  | 1.7%  | 3   |

の株式報酬制度について、その規模や影響に関係なくIFRS 2号に規定された開示を行うと、損益への影響に比して多くのページを費やすことになる状況が報告されている<sup>vi</sup>（上記「Illustrative example: Share-based Payment」参照）。

### 3 無駄な情報を排除する上での障壁

「Louder than Words」では、事業の長期的成功又は投資家の意思決定にとって重要であるか否かにかかわらず、すべての開示を年次報告書に含めてしまう理由として、時間的制約により、作成者は、それが依然として重要であるかを検討するよりも、前年度で行った開示を単に繰り返すという傾向や重要性の有無の判断を行う際の確信の欠如、そして、他社の開示例に従う傾向などが挙げられたとしている。

これらの理由の背景には、財務諸表作成に携わる関係者の行動パターンによる影響があるとしている。作成側では、会計事務所が公表しているIFRS財務諸表の開示例やGAAPチェックリストを参考にしている。これらの開示例は、すべてが重要であると仮定した上で、あらゆる事態をカバーすることを目的として作成されている。開示例自体は、無駄な情報を排除する上での障壁となっているわけではないが、画一的に開示例を適用

する結果、個々の企業にとっての各項目の目的適合性を最初に考えることなく、開示が複製されることになる。

さらに、基準設定、規制、監査、作成者への助言に関与している者も、開示規定への準拠を1つ1つ「チェック」するようなアプローチを採る傾向があり、責任の一端を担っているとしている。

### 4 「重要性」は何を意味するか

#### (1) 「重要性」の規定

IAS1号では、「情報に重要性がない場合には、企業はIFRSに定められた特定の開示を要しない」（31項）と述べられている。「Cutting Clutter」では、このIAS1号の規定に従えば、既述の株式報酬については、複数の株式報酬制度の中でも重要性のある制度については詳細に注記すればよく、その他の重要性のない制度についての詳細な開示こそが無駄な情報であるとしている。

FRCが行ったインタビューでは、すべての開示を含めてしまう主な理由の1つが、「重要な開示と重要ではない開示を判断する自信がない」というものであった。財務諸表の作成と監査の双方において、開示の観点から「重要性」が何を意味するかが明確でないことが大きな障壁となっている。

(2) 「重要性」のさまざまな表現

情報が開示されるべき最低基準（閾値）を表現するに当たり、英国の法律、基準書及びその他のガイダンスで異なる用語が使われていることも重要性の意味を理解することを難しくしている。例えば、企業は、すべてのリスク及び不確実性のリストをただ開示するのではなく、「重要な（principal）」リスク及び不確実性を開示することが求められているが、多くの企業は長大なリストを提供している。

この「閾値の問題」は、いくつかの閾値とその相互関係について合意が得られれば、軽減される可能性がある。例えば、IFRS及び英国の会社法から抜粋した以下の各表現について、どの時点で開示が必要になると判断するか、あるいはすべての表現は同じことを指しているのかと問いかけている。

〈開示の引き金となるさまざまな表現〉

- Critical（非常に重要な）
- Essential（必要不可欠な）
- Fundamental（必須の）
- Important（重要な）
- Key（主要な）
- Main（主要な）
- Major（主要な）
- Primary（主要な）
- Principal（重要な）
- Significant（重要な）

(3) 国際会計基準審議会（IASB）の取組み

IASBとFASBは現在、財務報告の概念フレームワークの改訂作業を行っている。このプロジェクトの最初のフェーズ（2010年9月完了）では、重要性は、企業に固有の目的適合性

の一側面であるとして、有用な財務情報の「質的特性」とは考えられていない。その根拠については、「重要でない情報は利用者の意思決定に影響を及ぼさない」と述べられている<sup>10</sup>。

FRCは、IASBが改訂後の概念フレームワークを最終基準化するに当たり、無駄な情報を排除すべきであるという明確なメッセージを伝え、重要性の考え方を改善するよう求めていくとしている。開示に関するフレームワークについては、EFRAGもプロジェクトを立ち上げて議論していることから、FRCはEFRAGとも連携して、IASBが検討中の同様の作業についても貢献するとしている。

(4) 国際監査・保証基準審議会（IAASB）の取組み

無駄な情報の別の要因として、監査基準の解釈及び適用方法も挙げられている。例えば、監査基準は、「明らかに僅少なもの（clearly trivial）」を除き、未訂正の虚偽表示を統治責任者に報告することを監査人に対し求めている<sup>11</sup>。これは、重要ではない項目の非開示を認めている上述の会計基準の取扱いと相互に関係しているが、その閾値は異なっている。しかし、項目が報告されるリスクを軽減するため、作成者はここでも慎重になり、年次報告書及び財務諸表に重要ではない開示を含めてしまう可能性がある。

IAASBは、2011年1月にディスカッション・ペーパー「*The evolving nature of financial reporting: Disclosure and its audit implications*（財務報告の進化する性質：開示と監査への影響）」（以下「IAASBのDP」という。）を公表した。国際監査基

準（ISAs）は、財務報告の枠組みに関して中立であるため特定の会計基準を想定していないが、当該IAASBのDPは、IASBが公表した国際財務報告基準（IFRSs）の要求する開示についての監査上の課題に関する情報を収集し、検討の範囲を明確にすることを目的としている。この中では、まず、最近の財務報告の動向と、財務諸表の開示への影響が示されているが、上述の「Louder than words」の調査結果も紹介されている。また、作成者が開示の作成をするに当たって、開示の重要性が議論となったことがあるかという質問が含まれている。

**5 開示の重要性についての  
ある提案**

FRCは、作成者が無駄な情報を排除するのに役立つよう、年次報告書作成プロセスの重要な場面において作成チームが使用する2つの簡単な支援ツールを提案している。各開示項目の重要性を適切に判断するためには、各開示項目を別々の部署の担当者が記述したものを単純に合体するような作成プロセスは望ましくない。年次報告書の全体を最初から最後までレビューし、全体的な目的や論調、重点項目を明確に判断する責任者の存在が必要であるとしている。

また、財務諸表の作成プロセスが十分に組織化されて構造化されている場合であっても、開示作成プロセスは、通常、正式なものではなく、構造化もされていない。年次報告書の提出期限までの時間的制約が、開示に変更を行うことへの阻害要因となる。このため、年次報告書の承認に先立ち、計画段階での目的が達成されているかを評価する必要がある

としている。

### (1) 計画段階

年次報告書のプロジェクト・チームは、理想的には、年次報告書作成プロセスの初期段階でプロジェクトの主導者の指示を受け、下記の論点について議論すべきである。

#### 計画段階／始動

- プロジェクトの主導者
- 年次報告書の全体的な目的
- 年次報告書の全体的な論調
- 前年から学ぶべき点、本年度で重点を置く分野
- 財務諸表開示において、「重要性のある部分」と「明確に重要性に欠ける部分」に対する合意アプローチ
- 年次報告書全体を見渡し、全体に対する個々の開示の重要性及び全体的な目的との整合性に基づき報告書を編集する権限を、唯一、持つ最高責任者
- 「無駄な情報の排除」に向けた計画の実施
- 例えば、主要情報や変更を利用者のために強調するなど、より効果的なコミュニケーションのための計画の実施

### (2) レビュー段階

年次報告書の承認に先立ち、プロジェクトの主導者等は、以下の項目を評価しなければならない。

#### レビュー段階／タイムアウト

- 年次報告書は、全体的な目的を満たしているか
- 計画段階以降に追加された新たな開示は、明確性／理解可能性を改善しているか
- 新たな開示は、削除／改善できると判断されたその他開示を

部分的に重複／差替えていないか

- 年次報告書のさまざまな項目で強調されていることは、事業全体にとっての重要性／リスクを正確に反映しているか
- 無駄な情報の排除のために、来年に向けて学ぶべき点や重点を置くべき分野は何か

## 6 開示支援ツールの提案

### 株式報酬の開示

「Cutting Clutter」では、株式報酬制度の費用を分解し、どの制度が重要であるかを明らかにした上で、重要な株式制度についてのみ完全な開示を行うことを提案している。重要ではない制度については簡単な説明だけ提供することになる。

FRCの開示支援は、テンプレートではない。当該開示支援は、ケースごとに注意深く検討した上で適用しなければならない。ここで示しているのは可能な開示の例であり、実施時のヒントやコツを周りに記載している（次頁の図参照）。

何が重要かの判断を示すことは難しいが、当該提案では、4つの株式報酬制度のうち1つだけが重要性の閾値を上回り、残りは上回らないと仮定している。今後の議論では、重要性が何を意味するかについて理解が深まり、作成者や監査人が合理的な判断を行えば、一層の自信を持つようになるはずだとしている。

## 7 おわりに

「Cutting Clutter」では、近年、英国の財務報告が‘kitchen sink’（ごちゃごちゃ）になってしまった

と表現しているが、英国とは法制度や開示への意識が異なる我が国で、同じような状況が生じるかどうかは分からない。2009年12月18日に、金融庁がIFRSに基づく連結財務諸表の開示例を公表した<sup>ix</sup>。この開示例は、実務上の参考例として示されたものであるが、英国の企業にとっても参考になるのではないだろうか。

当該ディスカッション・ペーパーは、注記以外の年次報告書全体についても調査・研究しており、無駄な情報が含まれることが多い分野としてCSR報告なども取り上げている。コメント期限は2011年9月30日までとされており、広く一般にコメントを募集している。英国での状況を基にした提案であるが、上述のようにIAASBのDPにも取り上げられている。世界中からどのようなコメントが寄せられるのか、そして、重要性についての議論がどのように進められていくのかは、今後も注視していく必要があると思われる。

（自主規制・業務本部 公認会計士 小粥純子）

#### 〈注〉

- スコットランドの会計士協会（ICAS）のウェブサイト  
[http://www.icas.org.uk/site/cms/contentviewarticle.asp?article=7411&\\_s=jf](http://www.icas.org.uk/site/cms/contentviewarticle.asp?article=7411&_s=jf)
- FASBのDisclosure Frameworkプロジェクトの進捗状況は以下のウェブサイトで公開されている。  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FFProjectUpdatePage&cid=1176156344894](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FFProjectUpdatePage&cid=1176156344894)
- Financial Reporting Council

- (FRC) のウェブサイトより入手可能。<http://www.frc.org.uk/about/cuttingclutter.cfm>
- iv Deloitte, *Swimming in Words: Surveying Narrative Reporting in Annual Reports* (London: Deloitte, October 2010)
- v Financial Reporting Council (FRC) のウェブサイトより入手可能。<http://www.frc.org.uk/press/pub1994.html>

- vi EDINETで「外国法人・組合」と検索すると、英国企業の日本語訳の有価証券報告書を閲覧することができる。
- vii 概念フレームワークの改訂作業については、「会計・監査ジャーナル」2010年12月号に掲載の、川西安喜「共通の概念フレームワークの新章」に詳細な解説があるので、参照されたい。
- viii 監査上の重要性については、

- 「会計・監査ジャーナル」2010年4月号に掲載の、座談会「監査上の重要性／グループ監査に関する監査基準委員会報告の新起草方針に基づく改正版の公表における課題をめぐって」を参照されたい。
- ix 金融庁のIFRS連結財務諸表の開示例は、以下のウェブサイトから入手可能。  
<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091218-1.html>

**Disclosure aid 3: Share-based payments**

Bring together all the profit and loss charges related to share-based payment into one section of the note, rather than scattering them throughout the note.

Most groups have several share-based payments schemes. Present a disaggregation of the total profit and loss charge so that it is clear which, if any, of the individual schemes is material. In this example, only the Long-Term Incentive Plan is material.

Do the work for the reader by focusing the disclosures on the material plans.

**Notes continued**

**6. Share-based payments**

**Analysis of profit and loss charge:**

|                               | 2010         | 2009         |
|-------------------------------|--------------|--------------|
|                               | £k           | £k           |
| Long-Term Incentive Plan      | 957          | 924          |
| Executive Share Option Scheme | 189          | 181          |
| Share Incentive Plan          | 64           | 200          |
| SAYE Scheme                   | 269          | 261          |
| <b>Total</b>                  | <b>1,479</b> | <b>1,566</b> |

[Describe the number of share-based payment arrangements within the scope of IFRS, under which there were grants in the current or previous year as well as a profit and loss account charge.]

**Long-Term Incentive Plan (LTIP)**

Ota ne et latust lam quatis apitaquissum nos et ditio blam, cor auda est, unioneab incto quati temolup taecte conecto tatum fugia que elessimi, tem quam rerupta et autestoatust lam quatis apitaquissum nos et ditio blam, cor auda est, unioneab incto quati temolup taecte conecto tatum fugia que elessimi, tem quam rerupta et autestatust lam quatis apitaquissum nos et ditio blam, cor auda est, unioneab incto quati temolup taecte conecto

**Inputs into the model**

Ota ne et latust lam quatis apitaquissum nos et ditio blam, cor auda est, unioneab incto quati temolup taecte conecto tatum fugia que elessimi, tem quam rerupta et autestoatust lam quatis apitaquissum nos et ditio blam, cor auda est, unioneab incto quati temolup taecte conecto tatum fugia que elessimi, tem quam rerupta et autestatust lam quatis apitaquissum nos et ditio blam, cor auda est, unioneab incto quati temolup taecte conecto

会計・監査ジャーナル No.672 JUL. 2011 25